

「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」 緊急提言（概要）

文部科学省では平成23年6月に「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」（座長：長澤悟東洋大学理工学部教授）を設置し、学校施設の安全性や防災機能の確保など、特に重要な課題について検討。同年7月、本検討会において緊急提言が取りまとめられた。



（提言の構成）

第1章 学校施設の安全性の確保

- （1）学校施設の耐震化の推進 （2）非構造部材の耐震化 （3）津波対策

第2章 地域の拠点としての学校施設の機能の確保

- （1）今回の震災を踏まえた学校施設の防災機能の向上について
（2）防災担当部局との連携 （3）地域の拠点としての学校を活用するための計画・設計

第3章 電力供給力の減少等に対応するための学校施設の省エネルギー対策

第1章 学校施設の安全性の確保

(1) 学校施設の耐震化の推進

- 耐震化されていない学校施設では構造体に大きな被害が発生した例がある。
- 全国の耐震化率は73.3%※。全国の学校耐震化の一層の加速が必要である。

※平成22年4月1日現在の公立小中学校施設の耐震化率

(構造体の被害状況) 耐震補強済の部分と未補強の部分との被害状況の比較



今回の震災

(今回の地震による学校施設の被害状況)

- ・死亡報告はないものの、耐震化されていない学校施設では、構造体に大きな被害が発生した例が見られた。

(建物に対する地震動の影響)

- ・観測された地震動は、ほとんどの地域で想定するべき最大のものとは言えなかった。
- ・したがって、今後起こりうる地震では今回と同じ程度の被害にとどまるとは限らない。

今後の学校施設整備

平成22年4月1日現在で、全国の公立小中学校施設の耐震化率は73.3%にとどまっており約3割の学校施設については耐震性が確保されていないことから、全国の学校施設の耐震化を一層加速させる必要がある。

(2) 非構造部材の耐震化

- 多くの学校施設において非構造部材※の被害が発生した。
- 構造体の耐震化だけでなく、非構造部材の耐震対策も速やかに実施する必要がある。
- 特に、致命的な事故が起こりやすい屋内運動場の天井材等の落下防止対策を進める必要がある。 ※非構造部材とは、柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具等を指す

(非構造部材の被害状況) 天井材や照明器具の落下の被害



- 非構造部材の被害は、構造体の損傷が軽微な場合でも生じており、文部科学省に報告されている中で、公立学校施設における非構造部材の被害の例は以下のとおりである。

(平成23年6月16日現在)

天井材の被害	照明器具の被害	外壁(外装材)の被害
1, 636校	410校	968校

※教育委員会の報告において確認できた被害(落下、損傷等)を計上

天井材の落下により生徒が怪我をした被害実例

- ・前日行われた卒業式の反省会のために体育館に集まっていたところ、震度5強の地震により天井材が崩落、鉄製の照明カバー計7個が落下。
- ・女子生徒1人が8針を縫うけがを負った他、生徒19人が打撲等で病院に行った。(3月24日読売新聞の記事から要約)



★具体的な点検・対策の方法は「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」(平成23年3月文部科学省作成)にまとめている。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm